

## 公益財団法人世界人権問題研究センターにおける 研究活動の不正の防止に関する基本方針

昨今、全国的に研究活動における不正行為や公的研究費をめぐる不正使用が社会問題として大きく取り上げられる事態となっており、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日）及び同「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正））において、研究機関における不正行為に対する適切な取り組みが求められているところである。

研究活動における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、研究者の存在意義を自ら否定することを意味し、科学コミュニティとしての信頼を失わせるものである。

また、公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため助成機関の使用ルール等により適切な管理が求められ、その不正使用に対しては、不正使用金額の返還、人事処分、競争的資金の応募資格制限にとどまらず刑事処分が適用される場合もある。

こうした不正事案への対応は、本来、研究者自らの規律や研究機関、科学コミュニティの自律に基づく自浄作用によるべきものであるとの認識を基本としながらも、文部科学大臣決定の重要性に鑑み、公益財団法人世界人権問題研究センターにおいても研究機関として責任を持って不正の防止に関わることにより、対応の強化を図ろうとするものである。

平成28年6月6日

公益財団法人世界人権問題研究センター  
理事長 大谷 實